



報道関係者各位

令和2年11月24日(火)

【照会先】

鹿児島労働局労働基準部賃金室

賃金室長 平松 弥生

室長補佐 壺屋 明

電話 099-223-8278

FAX 099-226-7772

## 鹿児島県特定（産業別）最低賃金の改正について

鹿児島労働局長（三輪 宗文）は、鹿児島県内の特定（産業別）最低賃金について、鹿児島地方最低賃金審議会（会長 石塚孔信）の答申のとおり、改正することとなりました。

改正する特定（産業別）最低賃金は、鹿児島県内の2つの産業で働く労働者に、効力発生日から適用されます。

なお、鹿児島県最低賃金（時間額 793 円）は、本年 10 月 3 日から発効しており、特定（産業別）最低賃金の適用される者を除く、鹿児島県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

### 鹿児島県特定（産業別）最低賃金

産 業 名	現 行 時間額	改 正 時間額	効力発生日 (予定日)	引上額	引上率
電子部品・デバイス・電子回路、電気 機械器具、情報通信機械器具製造業	812円	<b>815円</b>	令和2年 12月27日	3円	0.37%
自動車（新車）小売業	844円	<b>847円</b>	令和2年 12月24日	3円	0.36%

※ 百貨店、総合スーパーは、改正されなかったため、本年 10 月 3 日から鹿児島県最低賃金 793 円が適用されています。

1 鹿児島県内の特定（産業別）最低賃金（上記2業種）の改正については、本年8月25日に、鹿児島労働局長から鹿児島地方最低賃金審議会会長に対し諮問を行いました。

同審議会は、審議の結果、2業種それぞれ、上記表のとおり引き上げることが適当である旨の答申を本年10月28日までに行いました。鹿児島労働局長は、同審議会の答申内容を公示し、意見を求めましたが、申出期限までに異議の申出がなかったため、上記の改正額・引上額が確定しました。

自動車（新車）小売業最低賃金については、本日、官報公示がなされ、本年12月24日の効力発生日が確定しました。

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金については、本年11月27日に官報公示が予定されており、効力発生日は30日後の本年12月27日となる予定です。

2 特定（産業別）最低賃金は、関係労使が鹿児島県最低賃金（793円）より高い金額水準が必要と認めた2業種に設定されており、当該業種の労働者（パート、アルバイトを含む。）に適用されます。

3 特定（産業別）最低賃金の適用業種の労働者であっても、以下の①から④に該当する者については、特定（産業別）最低賃金は適用除外となり、鹿児島県最低賃金（793円）が適用されます。

① 18歳未満又は65歳以上の者

② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者

③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

④ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業において、次に掲げる業務に主として従事する者

ア 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、かえり取り、鋳ばり取り、刻印又は選別の業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

イ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、材料の送給又は取りそろえの業務

4 鹿児島県特定（産業別）最低賃金の適用を受ける雇用労働者数は、約1万6千人です。

## 鹿児島県の最低賃金の推移

## 鹿児島県最低賃金

年 度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
最賃額(円)	605	605	606	608	611	619	627	630	642	647	654	665	678	694	715	737	761	790	793
引上げ額(円)	1	0	1	2	3	8	8	3	12	5	7	11	13	16	21	22	24	29	3
引き上げ率	0.17%	0.00%	0.17%	0.33%	0.49%	1.31%	1.29%	0.48%	1.90%	0.78%	1.08%	1.68%	1.95%	2.36%	3.03%	3.08%	3.26%	3.81%	0.38%
未 満 率	1.43%	1.73%	1.61%	2.33%	2.43%	2.56%	1.80%	1.90%	0.48%	1.99%	2.98%	2.58%	3.22%	4.45%	0.98%	3.08%	1.95%	0.48%	1.27%
影 響 率	1.58%	1.73%	1.77%	2.57%	2.86%	4.21%	3.70%	2.30%	6.42%	3.10%	5.80%	6.08%	8.62%	9.73%	14.78%	14.20%	19.57%	12.64%	6.20%
対目安額	±0	±0	-	-	-	+1~2	+1	+3	+2	+4	+3	+1	±0	±0	±0	±0	+1	+3	-

## 電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低賃金

年 度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
最賃額(円)	659	660	661	664	668	677	685	688	692	696	700	710	720	732	745	765	788	812	815
引上げ額(円)	0	1	1	3	4	9	8	3	4	4	4	10	10	12	13	20	23	24	3
引き上げ率	0.00%	0.15%	0.15%	0.45%	0.60%	1.35%	1.18%	0.44%	0.58%	0.58%	0.57%	1.43%	1.41%	1.67%	1.78%	2.68%	3.01%	3.05%	0.37%
未 満 率	24.7%	18.3%	8.8%	3.8%	11.85%	5.84%	6.78%	9.19%	10.70%	8.80%	9.02%	0.45%	0.00%	1.19%	5.06%	10.30%	0.32%	0.57%	1.30%
影 響 率	24.7%	19.8%	9.9%	7.5%	15.73%	11.38%	11.73%	12.57%	15.07%	10.86%	14.33%	27.63%	42.36%	21.18%	18.67%	23.94%	19.95%	30.05%	16.30%

## 自動車(新車)小売業最低賃金

年 度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
最賃額(円)	663	664	666	669	672	681	692	700	710	716	724	735	748	762	780	799	821	844	847
引上げ額(円)	1	1	2	3	3	9	11	8	10	6	8	11	13	14	18	19	22	23	3
引き上げ率	0.15%	0.15%	0.30%	0.45%	0.45%	1.34%	1.62%	1.16%	1.43%	0.85%	1.43%	1.43%	1.77%	1.87%	2.36%	2.44%	2.75%	2.80%	0.36%
未 満 率	0.6%	0.3%	0.7%	0.5%	0.00%	0.29%	0.00%	0.00%	0.16%	0.00%	0.00%	0.90%	1.33%	0.00%	0.20%	2.05%	2.24%	0.65%	1.58%
影 響 率	0.6%	0.3%	0.7%	0.5%	0.00%	0.43%	0.00%	0.00%	0.55%	0.00%	0.75%	1.28%	2.61%	1.67%	0.20%	3.07%	2.59%	1.33%	1.64%

## 百貨店、総合スーパー最低賃金

年 度		15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
最賃額(円)		648	649	650	652	659	665	668	672	676	680	685	693						
引上げ額(円)		新設	1	1	2	7	6	3	4	4	4	5	8						
引き上げ率		新設	0.15%	0.15%	0.31%	1.07%	0.91%	0.45%	0.60%	0.60%	0.59%	0.74%	1.17%						
未 満 率		0.8%	3.6%	0.5%	0.32%	3.54%	4.74%	3.42%	0.71%	6.29%	8.14%	0.00%	5.56%						
影 響 率		0.9%	4.1%	0.6%	3.3%	15.94%	10.98%	5.48%	4.44%	17.24%	13.57%	10.52%	16.91%						